

東新小岩運動場の都市計画手続き

昨年、区は 325 億 6,300 万円で東新小岩一丁目の私学事業団総合運動場を取得しました。将来的にサッカースタジアムの整備を見据えており、現在は、東新小岩運動場として区民等に利用していただいています。区はスタジアム整備によりスポーツ振興、地域経済の活性化、災害時での活用が期待できるとしています。

議会や地域住民との説明がない中での私学事業団との協定締結に至った経緯やサッカースタジアム整備について税金の使い方として、公共・福祉サービスへの労働条件向上や保険制度の水準維持・引き上げ・負担減等、優先するべきものがあるのではないかと考え、土地買い入れの議案採決では反対しました。

今回、東新小岩運動場についてスタジアム整備を見据えた都市計画公園に位置づける方針が報告されました。地域への説明会のための資料にもスタジアム整備を検討していくことが記されています。スタジアム整備の検討は、区民への周知はまだ不足しています。また、近隣住民の不安の声が住民説明会でも上がっていることを踏まえても、拙速な進め方ではないかと考えます。

区政のこと、くらしの中での様々なこと、お話しませんか。

8月17日(日)14:00~16:00

9月20日(土)14:00~16:00

場所 みずま雪絵事務所

葛飾区白鳥 3-26-13 中村荘 101 号

区政/生活/労働 etc お気軽にご相談下さい。

ご意見・ご質問等、みずま事務所 TEL・FAX・メールでお待ちしております。

葛飾区議会議員

みずま雪絵の 区議会レポート

NO.47 2025/7

いのちとくらしが最優先!



〒125-0063 葛飾区白鳥 3-26-13 中村荘 101

TEL 03-6662-7623

FAX 03-6662-7617

e-mail info@mizuma-yukie.org

HP http://mizuma-yukie.org

第2回定例会報告

今年も猛暑が予想されています。水分と塩分の補給や適度な休息等、熱中症に気をつけてお過ごしください。

6月5日~6月23日に開催された第2回定例会のご報告をいたします。区長提案議案等 29 件、議員提案議案 4 件、請願 7 件の審査を行ないました。

2025 年度一般会計補正予算が 40 億 7,181 万 5 千円の追加で計上されました。高齢者介護施設への物価高騰緊急対策の助成(1,902 万円)、食材価格高騰による学校給食費改定での無償化補助金の増額(2 億 7,097 万円)、小学校改築経費(27 億 8,050 万円)等、必要な補正と考え、賛成としました。賛成多数で予算案は可決しました。



みずま雪絵
HP⇒



バルサアカデミー葛飾校 グラウンド優先利用
ルールを定め、公平公正の運営を

1 年以上にわたって、バルサアカデミー葛飾校のグラウンド優先利用について、区議会で議論されてきました。葛飾区は FC バルセロナオフィシャルスクールのバルサアカデミー校(協定当時 NBC 葛飾)と区のグラウンド優先利用及び東金町運動場第二管理棟の賃貸借契約等の協定を 2015 年に結びました。協定相手であり、バルサアカデミー校の運営主体である一般財団法人キッズチャレンジ未来は株式会社 Amazing Sports Lab Japan へ事業譲渡契約を行っていたことがわかりました。区は事業譲渡契約につ

いては知らされていなかったと説明しています。運営体制に不透明な部分があるということも問題視され、区議会は第1回定例会で「区が新たな運営法人に対し一般財団法人キッズチャレンジ未来が介在した状況でグラウンドを優先利用させることに断固反対し、全容解明を区長に求める」決議をしました。その後、協定締結当時に担当者であった副区長が5月末で辞任しました。(協定は今年3/31をもって解約合意。事業譲渡契約書も3/31解除)

不透明な問題部分の解明と公平・公正な公共施設利用を確保する必要があります。5/23の文教委員会で10月以降のグラウンドの優先利用の承認は行なわないことが、区から報告されました。みずま雪絵は、公共施設の優先利用承認は、慎重に行なうべきで、個別での対応でなくルールを決める必要があるのではないかと質疑し、区民の財産であるので、公平公正に運営し利用していただくことが重要だと意見しました。

学校外水泳授業 請願

今定例会でも、学校外水泳授業に関わる請願が提出されました。請願の審査をとおして、今後、学校改築で小学校全校にプール整備をしないという学校外屋内温水プール利用での水泳授業を行なう区の方針の見直しが必要ではないかと改めて意見しました。移動のバス確保の困難、新たな3つの屋内温水プール整備でのコスト比較がないこと、水泳授業期間の長さ等、課題は多いです。

請願審査の中で、いくつかの学校の内、一箇所に屋内温水プールを整備して、数校でプールをシェアする方法の検討、新しく整備する屋内温水プールの建設費や維持費、バス確保に係る費用比較を行なうよう求めました。区は、現在「方針」の見直しを行っていると説明し、近く区議会へ見直ししたものを出すと答弁しています。請願は採択主張少数で不採択となりました。

	自 民	公 明	区 民	共 産	み ら い	無 所 属	無 所 属	無 所 属	み ず ま	無 所 属
学校外屋内温水プールの見直し、中学校に拠点の温水プールの整備を求める請願	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×
学校外水泳授業における、子どもの意見の反映に関する請願	×	×	×	○	○	×	×	×	○	×

デマンド交通事業 実証運行

2025年度新規事業のひとつである、タクシー車両を利用したデマンド交通事業の実証運行の計画案が報告されました。路線バスの運行休止で交通利便性に影響があった地域として西亀有エリアを選定し、実証運行を今年10月～2027年3月まで行ない、評価することとします。西亀有1～3丁目と堀切8丁目を対象区域として、駅や公共施設等28箇所の決められた乗降場所までの移動を500円の運賃で利用してもらうものです。

実証運行をおこない、一日の平均利用件数や周辺の路線バスに与える影響が小さいこと等の評価をします。既存の公共交通の維持し、区民の交通利便性を上げていくことに新規事業が寄与するものになるのか注視します。

また、現在、(仮称)葛飾区地域公共交通計画を策定しており、計画の骨子案が報告されたところです。デマンド交通やバス事業者の運転手不足に対する支援等も盛り込まれています。11月にパブリックコメント(意見公募)が行なわれる予定です。

公契約条例 理念型から実効性のあるものへ

2021年4月に葛飾区は公契約条例を施行しました。公契約条例は自治体が発注した公共工事等の競争の公平性や品質維持、そこで働く人の適正な労働環境の確保をすること等を目的として定める条例です。

葛飾区の公契約条例は「理念型」で、契約した事業者で働く労働者の最低賃金を定めない条例になっています。みずま雪絵は、条例制定時や制定後、一般質問等でこれを定めるよう求めてきました。

今定例会で、区は「公契約条例に基づく今後の取組について」を報告し、条例で定める目的や理念を実効性あるものにするため、取組を推進するとしました。今後、使用者・労働者・行政の3者で意見交換会を実施することも報告されました。具体の条例案や条例改正の予定などは示されませんでした。区の考える方向性は歓迎するもので、さらに推進を求めています。

公共工事や区民サービスの質を維持し、向上していくために、葛飾区のもので働く人の、安心して働くことが出来る環境をつくっていくことは、葛飾区の責務です。